

令和元年度 第9回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和2年2月17日開催
(公 開 用)

高野町農業委員会

令和元年度 第9回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時** 令和2年2月17日（月）
- 開会時刻** 午前10時00分開会
- 開催場所** 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員** 2番 井阪 晴美 3番 梶谷 廣美 4番 井手上 治己
6番 森脇 伸宜 7番 下名迫委員 8番 上田 静可
9番 柳 葵
- 以上7名出席
- 欠席委員** 5番 西辻 政親
- 以上1名出席
- 事務局員** 事務局長 小西 敏嗣
事務局員 門谷 佳彦・民農 里英
- 関係者**
- 議事事項** 議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について

議案第7号「農業委員会の「活動計画」及び「活動の点検・評価」について
- その他
- 議事内容** 次のとおり

* * * * * 午前9時55分 開会 * * * * *

事務局（民農里英） おはようございます。定刻より早いんですけれども、お揃いでございますので、令和元年度第9回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員7名。欠席委員1名、5番西辻委員です。

高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶を申し上げます。

事務局（小西 敏嗣） おはようございます。まずは、新型肺炎ということで、町民さん、または皆様には、十分に対策をとっていただきますようよろしくお願いいたします。手洗いとか、うがいとかが効果的ということで、よろしくお願いいたします。

さて、令和元年度もあと残すところ1カ月半となっております。あと事業のほうも大詰めとなっておりますので、また皆さんにはよろしくお願いいたします。またうちのほうも、今後、地域活性化はもとより、新規就農事業についていろんな意見とか聞かせてもらって、高野町の農業の発展に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかこれもよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局（民農里英） ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく、議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は、6番森脇委員、7番下名迫委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当農業委員会の会長となっておりますので、柳会長よりよろしくお願いいたします。

議長

改めまして、おはようございます。それでいろいろとさっき言うし、事務局長のように、風邪とかコロナウイルスは、全国的にいろいろあちこちにはやって、はやっているとか発生していますので、皆さん出かけるときは、マスクせい言うても、マスクも今はあちこち売ってないので、どないしたらええねんという人も大分多いですけど、これも何とか工夫したり、いろいろとあると思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、農業委員のほうは別に、その都度、関係ないと言うた

らおかしいけど、行いたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局（民農里英）

議案第6号「高野町農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農業地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年2月17日提出、高野町農業委員会会長柳葵。

8ページをごらんください。今回の申請は3件でございます。

番号1の2、農地の所在、花坂字・・・ほか4筆です。場所については、7ページの航空写真をごらんください。

登記簿は田、現況地目も田。農振区分は農振農用地内です。合計面積は5,787平方メートル。

権利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益財団法人和歌山県農業公社理事長下宏氏です。

利用権の設定をする者の住所氏名、・・・、・・・氏。

利用目的は水稻で、期間は3カ年。賃料は、無償となっております。続きまして、番号1の3、農地の所在、西富貴字・・・ほか2筆。場所については、6ページの航空写真をごらんください。

登記簿は田、現況地目は畑。農振区分、農振農用地内。合計面積は、2,233平方メートル。

権利設定は、使用貸借権。

権利の設定を受ける者の住所氏名、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益財団法人和歌山県農業公社理事長下宏氏です。

利用権の設定をする者の住所氏名、・・・、・・・氏です。

利用目的は普通畑で、ホップの栽培を行います。期間は10カ年で、賃料は、無償です。

続きまして番号1の4、農地の所在、西富貴字・・・ほか3筆。場所については、9ページの航空写真をごらんください。

登記簿は田、現況地目も田。農振区分は、農振農用地内。合計面積は、1,449平方メートルです。

権利設定は、使用貸借権。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益財団法人和歌山県農業公社理事長下宏氏です。

利用権の設定をする者の住所氏名、・・・、・・・氏です。

利用目的としては水稻です。期間は、3カ年。賃料は、無償となっております。

本申請に当たっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等のお手伝

いをしていただいております。

今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。御審議願います。

議長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。御意見これから願います。

なお、ここで本件案について、7番の下名迫委員は、権利がありますので、一時退室お願いいたします。

(7番 下名迫委員退室)

それでは、御質問、御意見ございませんか。はいどうぞ。

2番 井阪委員

済みません。井阪ですけど。・・・の田んぼ、田ですけど、水稻つくらはるん。

事務局(門谷佳彦)

そうらしいです。

2番 井阪委員

わかりました。

議長

はい。いいですか。他にございませんか。

(「ない」と呼ぶ者あり)

それではないようですので、議案6号について承認したいと思います。ありがとうございました。

(7番 下名迫委員入室)

続きまして、議案第7号「農業委員会の「活動計画」及び「活動の点検・評価」について」事務局より説明お願いいたします。

事務局(民農里英)

議案第7号「農業委員会の「活動計画」及び「活動の点検・評価」について」農業委員会の適正な事務実施について、令和元年度の点検、評価結果案及び令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画案を作成したので、審議願いたい。

令和2年2月17日提出、高野町農業委員会会長柳葵。

次ページは、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、

評価を記載しております。

事前に送付した内容が一部ちょっと変わっておりますので、こちらのほうごらんください。

本案件につきましては、農業委員会の判断の透明性、公平性、公正性が内部、外部を問わず求められており、点検、評価と計画の案を作成し、地域からの意見聴取を経て決定することになっております。また、ここで素案を提案させていただいた場合でも、修正していただいた場合でも、この活動の「点検・評価(案)」と「活動計画(案)」は、30日間高野町のホームページに掲載し、住民の意見を求めます。意見の有無に関わらず、締め切り後は、「案」を削除した決定事項として、ホームページに記載します。

それでは本文にまいります。

ローマ数字Ⅰについては、高野町の農地面積や農家数を記載したものです。お目通しの程、よろしく願います。

次に右手、ローマ数字Ⅱを御確認ください。

担い手への農地の集積、集約化の大きな2番目、令和2年の目標及び実績については、集積目標は1ヘクタール。集積の実績は0.2ヘクタールとなりました。

続いて大きなⅢ番、新たに農業経営を営なもうとする者の参入促進については、現状は平成29年地域参入者は、1経営体、0.2ヘクタールでありましたが、平成30年度は、0経営体。令和元年度についても、0となっております。

次に右手、遊休農地に関する措置に関する評価としましては、1番の現状及び課題としては、令和2年2月現在で遊休農地面積、26ヘクタールとなっております。

2番の令和元年度の目標及び実績ということ、解消面積を1ヘクタールとしておりましたが、昨年度の年度末時点で、遊休農地になっていたものから、解消していくものを、1ヘクタールと定めておりました。実際は0.2ヘクタールの実績となりました。

続きまして、13ページをごらんください。違反転用への適正な対応については、今年度0件ということです。違反転用つまり無断転用を自らが認めて、始末書を提出して、追認許可を得て、農地転用の許可を得られたものは、含まないという形ですので、0となっております。

続きまして、農地法第3条に基づく許可事務について、本年度は0件です。

その下の農地転用に関する事務、意見を付して知事への送付した分につきましては、1年間の処理件数は1件となっております。事実関係の確認や総会等での審議については、記載しているとおりとなっております。

続いて、14ページの農地所有適格法人からの報告への対応としまして、管内の農地所有適格法人数は、・・・さんと、・・・さんの2法人となっております。そのうち1法人については、報告提出しておりますが、1法人については、督促を行い、その後提出していただいておりますので、このように記載しております。

その次、4番情報の提供等については、賃貸料の調査、提供をホームページで令和2年1月に公表しております。

続きまして、左手地域農業者からの主な要望、意見及び対応内容については、昨年10月に意見書を町長に提出しております、その旨を記載しております。

その下の事務の実施状況の公表等については、議事録をホームページに公表しておりますので、その旨を記載しております。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書の提出については、これも昨年10月に行いました意見書の提出のことを記載しております。

以上で点検評価の記載は終了しております。

続いて15ページ、活動計画案ですが、農業委員会の現状をローマ数字の大きなI番で記載しております。耕地面積等を記載しておりますので、御確認願います。こちらは農業センサスに基づいて記入したものとなっております。

ローマ数字II番、担い手への農地の利用集積、集約化については、管内の農地面積146ヘクタール、これまでの集積面積は、6.8ヘクタール、集積率は4.7%となっております。

本庁の課題としては、山間地域が多く平野が少ない。基盤整備が未整備により、条件不利農地が多い地域であり、小規模多種多様な農作物が生産されています。それぞれの地域農家のがんばりにより、経営を維持されていますが、高齢化により限界が近づいています。

また、農地の分散錯圃等により、集積が容易でなく、担い手が少ないので、集積が困難を極めているという現状であります。

令和2年度の目標及び活動計画として、集積面積を1ヘクタール、本年度も1ヘクタールと定めております。

うち、新規集積面積は、新規就農者が集約する面積が0.5ヘクタールを目標としております。活動計画としましては、担い手に利用集積を推進するため、年間を通し手、貸し手、借り手の意向などを把握し、情報収集や情報提供を推進し、集積面積の拡大を目指しています。

その下、新たな農業経営を営もうとする者の新規参入。これは、課題としまして、まず山間地域であり、整備による条件不利な農地である、高齢化や後継者不足が深刻になっています。ホップ等の新た

な地域振興作物や、高収益作物の栽培等、新規就農者が魅力を感じる農作物の推進を図り、その下2番の1経営体という目標を達成する必要があると課題を記載しております。

この活動計画につきましては、地域の専業農家に対して、認定農業者となるよう働きかけを行い、新たな振興作物の推進等、新規就農者等に対する就農環境を整備し、これに係る情報を、広報等を活用し、周知に努めるとともに、農業施策等の意見書にこれに関する企画立案を行う計画をしています。

続きまして16ページ、遊休農地に関する措置ですが、現状及び課題としまして、課題は、これまでのように、中山間地で傾斜地の農地が多く、高齢化による休耕地増加が加速傾向にあります。

また、近年鳥獣被害が増加し、耕作困難農地が拡大しておりますが、担い手不足と高齢者ゆえ除草等の指導が難しく、耕作放棄地の拡大に苦慮している現状と課題であります。

令和2年の目標及び活動計画としましては、遊休農地の解消面積を1ヘクタール解消することを目標としております。

前年度の実績を踏まえて、町内外の新規就農者による農地利用や、地域で一体となった耕作放棄地活動に努めることを目標としております。

一番下の活動計画は、農地パトロール、農地利用状況調査のところを記載しております。

違反転用の適正な対応については、現在146ヘクタールの農地面積のうち、違反転用面積は、0ヘクタールとなっております。違反転用の発生を防止するため、これまで通り、農業者等への周知に努めるとともに、毎年実施する農地利用状況調査のほか、普段から行っている担当地区における農地パトロールを実施すると記載しております。

令和2年度の活動計画としましては、7月に町広報誌にて、パトロールの実施周知と違反転用防止についての防止啓発を行います。

また、違反転用を確認すれば、関係機関との連携を図り、現状確認及び聞き取りを行い、無断転用の指導、解消を行うと記載しております。四半期ごとに、「軽トラ市」を開催し、地産地消や町内の農作物の消費を促し、農業の魅力を発信するという事は、今年度新たに記載した事項となっております。

以上で、説明及び朗読といたします。

議長

はい。どうもありがとうございました。

ただいま事務局より説明などございましたが、これについて御意見、御質問などございませんか。

これも事前に目通ししていると思えますけど、いろんなこと書いて

てますけれども、まだ把握していけないともありますけれども。意見ございませんか。

この案はだいたい前どおりのあれですか。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。だいたいこの最初の概況、状況っていうのは、農林業センサスとかそういう国がととるデータをもそのまま入れているのとか、農業委員さんとかののべの定数に関するものをそのまま入れておるとこなんです。これちょっと用紙が違うので、これも直しときます。選挙による定数6って書いてある。選挙はなくなつとるはずなんで。変えときます。

あとは、あそこですね、だいたい担い手への集積というのは、さっきの議案第6号・・・を地道に続けていくことで、集積をふやしておくというふうにはしています。

それで、今回そのうちらでは、進められるのは新たに農業をするという人が全くないというところがどうか、これをリンクして、次の遊休農地に関するところが、かなり年々右肩上がり増加してますというところですよ。

あとは違反転用というのは、そんなにないんで、特に農地の流動化がないっていうことなんで、違反転用は特段ないってことですかね。

あとは、法的な事由に関することを書いてますのと、昨年から、大きく違うところは、地域農業等からの主な意見の提出ということで、ことしは意見書の提出をさしていただけということでございます。それについて、また令和2年度も同じようなことをしようかなと思ってます。

それで、次の年の令和2年度の目標及びその達成の計画もだいたい同じです。

新規就農者に対する農地の集積集約化の確保。遊休農地の面積もふやさんとこうよということも目標にやっていますということぐらいですね。

議長

ありがとうございます。他にないですか。

事務局（民農里英）

まず1点なんですけれども、計画書にも記載しております四半期ごとの「軽トラ市」の開催について、令和2年度3月末4月に、一度実施ができたらなと思っておりますが、3月4月であれば、どちらのほうがより農作物ができますか。

議長

まだ。今のところ、3月、4月はまだ植え付けばかりやんでね。ちょっと苗植えたりするんで、6月、7月入らなあかんのちゃうか

な

事務局（民農里英） 7、8 くらいを検討します。

議長 まあそうですね。

事務局（門谷佳彦） また御協力皆さんいただきながら、やろうと思ってますんで。お願いします。

議長 わかりました。

事務局（門谷佳彦） それと済みません。さっきの議案ですけども、この案でとりあえず公表して、外部の意見周知 30 日とりますので、よろしく願いいたします。30 日終わると、もう自動的に、国に報告するように、公的なる処置にしていきます。

議長 はい。お願いします。その他は、ほかにないですか。

事務局（門谷佳彦） ほかに、ちょっと下のほうに入れとるのが、前回の更新がことし 7 月 19 日で任期満了になりますので、それに伴う周知を 2 月 1 日から町内全域に行いますので、案内を同封させていただいております。以上です。

議長 はい、そういうことですので、よろしくお願いいたします。
本日の会議はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

***** 午前 10 時 28 分 閉会 *****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 6番 _____

署名委員 7番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。